

令和6年度 就学援助制度についてのお知らせ

木津川市教育委員会

【 就学援助制度とは 】

この制度は、木津川市にお住まいの方で、経済的理由等により就学困難な小学生・中学生の保護者に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費等の学校の費用の一部を援助する制度です。

*対象となる方

○木津川市在住で、お子様が木津川市立小中学校・京都府立中学校に在籍し(本市在住で木津川市立学校以外に区域外就学を認められている方を含む。)次のいずれかに該当する世帯の保護者。

- ①市民税の減免世帯 ②個人の事業税の減免世帯 ③固定資産税の減免世帯 ④国民年金の掛金の減免世帯
⑤国民健康保険税の減免世帯 ⑥児童扶養手当受給世帯 ⑦生活福祉資金の貸付事業を受けた世帯

※生活保護を受給されている方は生活保護費から支給されるため、対象となりません。

*援助を受けられる費用・支給額

費 用	支 給 額		備 考
	小学生	中学生	
学用品費(年額)	11,630円	22,730円	
通学用品費(年額)	2,270円	2,270円	*1年生以外に支給
校外活動費 (泊を伴わないもの)	1,600円を上限に 実費支給	2,310円を上限に 実費支給	
校外活動費 (泊を伴うもの)	3,690円を上限に 実費支給	6,210円を上限に 実費支給	*実施学年で支給
修学旅行費	実費支給	実費支給	*実施学年で支給
給食費	実費支給	実費支給	
医療費	実費支給(医療券発行)	実費支給(医療券発行)	*学校指定病のみ
新入学児童・生徒学用品費	57,060円	63,000円	*1年生に支給 (4月末までの認定者に限る)
体育実技用具費(柔道)		7,650円を上限に 実費支給	*学校とりまとめ購入分のみ
PTA会費	3,450円を上限に 実費支給	4,260円を上限に 実費支給	
生徒会費		実費支給	
クラブ活動費		30,150円を上限 に実費支給	*学校とりまとめ購入分及び交通 費のみ対象
卒業アルバム代等	11,000円を上限に 実費支給	8,800円を上限に 実費支給	

*提出する書類

1 【申請書】 → 申請者全員提出

最終ページに参考様式を掲載しています。

申請書や申請書記入例は、木津川市教育委員会学校教育課や木津川市立小中学校に常備しておりますので、在籍校等へお問い合わせください。また、木津川市のHPからも入手できます。

2 【添付書類】 → 該当される方のみ提出

申請される事由が下表に該当される方は、事由に応じた書類の添付が必要です。

※書類を添付される際は通知の内容及び申請者の名前と発行日・期限等がわかる部分の写しをお願いします。

	就学援助を希望する事由	必要書類
①	市民税の減免世帯	減免決定通知書の写し
②	個人の事業税の減免世帯	減免決定通知書の写し
③	固定資産税の減免世帯	減免決定通知書の写し
④	国民年金の掛金の減免世帯	減免決定通知書の写し
⑤	国民健康保険税の減免世帯	減免決定通知書の写し
⑥	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当支給証書の写し
⑦	生活福祉資金の貸付事業を受けた世帯	貸付決定通知書の写し

※上記事由以外の経済的理由で申請いただく場合は、実際の所得で確認・審査いたします。

3 【最新の課税状況を証明した書類（課税証明書又は非課税証明書）】

→ 上記事由以外の【非課税世帯】や【その他、経済的事由】で申請される方のみ提出

就学援助費受給資格の審査については、認定基準をもとに住民票上の世帯人数・年齢と世帯員全員の所得合計額により審査しますので、同一世帯で、所得が無い方を含むご家族の方全員の（小学生・中学生・高校生を除く）課税状況を証明した書類が必要となります。

所得税の確定申告や市府民税の所得申告をされていない場合は審査ができませんので、申告を行ったうえで申請してください。

ー課税証明書が交付できる方ー

- ① 市民税申告書または確定申告書を提出している。
- ② 事業所（勤務先）から給与支払報告書が市に提出されている。
- ③ 社会保険庁や各共済組合などから公的年金の支払報告書が市に提出されている。

【所得審査の例】

ー父38歳・母36歳・子9歳と11歳の4人世帯の場合ー

社会保険料・生命保険料・地震保険料を控除後の所得の合計が、2,788,000円を超えると就学援助費を受給できません。

最新の課税状況を証明した書類の添付省略について

★申請にあたり、木津川市教育委員会が世帯の課税状況等審査に必要な事項について調査することに同意をお願いします。その場合、課税状況を証明した書類の添付は不要です。

ただし、その年の1月1日現在（4～5月申請；前年1/1、6～3月申請；今年1/1）木津川市に住民票がなかった方は、前住所地にて【課税証明書】又は【非課税証明書】の発行を受け、申請書に必ず添付してご提出ください。

ー住民税についてー

その年の1月1日現在、木津川市に住民票がある方が木津川市に生活拠点を置いている者(木津川市へ税金を支払う義務のある方【納税義務者】)として、住民税が課税・徴収されます。

そのため、1月1日に木津川市に住所が無かった方は、前住所地で最新の課税状況を証明した書類を取得いただく必要があります。

ー【例】ー

令和5年1月1日現在、木津川市に住民登録されている場合、令和5年分 住民税(市民税・府民税)が、前年の令和4年1月から12月までの1年間の所得に対して課税されます。

*書類の提出先

(注意!)

兄弟姉妹で小中学校どちらにも在籍されている場合、書類は1部ご準備いただき、小学校にのみ提出いただければ結構です。

1 【 在籍される学校に提出 】

★ お子様が在籍される学校に連絡いただければ、【申請書】及び【申請書の記入例】をお渡しします。担任又は事務担当者までお問い合わせください。

2 【 木津川市教育委員会 学校教育課に提出 】

木津川市役所 2階 学校教育課の窓口に直接提出いただけます。

3 【 電子申請 】

下記 URL、右の QR コードからオンラインによる申請も可能です。

URL:<https://logoform.jp/form/o966/552737>

※木津川市立小・中学校及び府立南陽高校附属中学校に通学する児童・生徒が6名以上いる場合、現在住所が同一で生計を共にする方が6名以上いる場合は、紙での申請をお願いします。



*注意事項

① 申請いただいても審査の結果、認定できない場合があります。

所得が認定基準を超えるため非支給となった場合でも、6月より課税状況を証明した書類の課税年度が替わるため、その時点で再度申請することができます。(ただし、必ず認定されるものではありません。)

また、所得が認定基準を超えていても、り災した場合や現在の収入が著しく減少した場合等経済的に生活が困窮され、就学が困難な児童生徒の保護者が就学援助費受給申請をした際は、特別事情として認定されることがあります。その場合の申請には特別な事情を証明する公的機関が発行する証明書の添付等が必要となります。ご家庭の状況が特別な事情に該当するか等不明な点については木津川市教育委員会までお問い合わせ下さい。

② 必要に応じて随時、申請は受付ますが、認定は申請された月からとなり、支給額は認定日以降の実施分等が対象となるため、認定日に応じた月割(減額)支給となります。

(【新入学児童・生徒学用品費】は、4月末までの認定者のみの支給となります。)

③ 令和2年4月1日より木津川市就学援助費支給要綱の改正により、学校徴収金に未納がある場合は、支給方法を学校長口座への振込に変更することに同意し、就学援助費の請求、受領、支払及び返還についての一切の権限を学校長に委任していただくこととなっています。

【問合せ先】 木津川市教育委員会 学校教育課学校教育係
0774-75-1230

令和 年度就学援助費受給申請書(新規申請用)

<記入例>

アパート名等 ○○台○丁目○-○○ ○○マンション○○○号室		就学援助を受給希望する事由 申請日時時点で、該当するものに○をつけてください。 イ、市民税の非課税世帯 ウ、市民税の減免世帯 エ、個人の事業所得 オ、固定資産税の減額 カ、国民年金の掛金の減額 キ、国民健康保険税の減額 ク、児童扶養手当受給 ケ、生活福祉資金の貸付 コ、その他、経済的理由	
電話番号 自宅 (0 7 7 4 - ○ ○) 電話番号 携帯 (0 0 0 - ○ ○ ○ ○)	携帯電話をお持ちの場合は、携帯電話の番号もご記入ください。	該当するものに○をつけてください。 イ・コ 以外はその事由を確認するための添付書類が必要です。	
申請日時時点で、該当するものに○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 新規申請 <input type="radio"/> 継続申請			
・申請にあたり、世帯の課税状況等審査に必要な事項について、木津川市教育委員会が調査することに同意します。 ・前住所地で就学援助等を受けていた場合は、木津川市教育委員会教育長を代理人と定め、受給状況の確認に関する権限を委任します。 ・木津川市立外学校(学区外就学を除く)、私立学校へ入学した場合等支給要件に該当しなくなった場合は、支給された援助費について返還することを誓約します。 ・必要に応じて、他市町村等へ情報提供がなされることに対し、同意します。 ・学校徴収金、給食費、教材費等の滞りなく納入すること、支給方法を学校長口座への振込に変更することに同意し、就学援助費の請求、受領、返還等について一切の権限を学校長に委任します。 上記の事項について、確認した上で申請します。			
令和 ○年 ○月 ○日		申請者(保護者) 木津川 一郎	
現在住所が同一で生計を共にする方全員の状態を記入して下さい			
氏名	続柄	生年月日	小中学校在籍の方のみご記入ください
木津川 一郎	父 (申請者)	M・T・S・H・R ○○・○○○○	
木津川 花子	母	M・T・S・H・R ○○・○○○○	
木津川 桃	姉	M・T・S・H・R ○○・○○○○	
木津川 空	子	M・T・S・H・R ○○・○○○○	○ ○ ○ 中学校 3年
木津川 桜	子	M・T・S・H・R ○○・○○○○	△ △ △ 小学校 2年 中学校 年
木津川 大地	弟	M・T・S・H・R ○○・○○○○	
住民票の世帯が同一の方全員についてご記入ください。		注意！ ○訂正の場合は二重線で抹消し訂正してください。 修正液等の使用は不可です。(訂正印不要) ○フリクションなどの消えるボールペンは使用不可です。	
合計	世帯人員	6人	金融機関コードの記入をお願いします。
認定された場合の振込先金融機関名(保護者名義の口座)		支店番号をお願いします。	
○ ○ ○ (金融機関コード: 456)		銀行 信用金庫 農協 ○ ○ ○ (支店番号: 123)	
預金種別・口座番号(「普通・当座」のどちらかに○をつけてください。)		口座名義人 キヅガワ イチロウ	
<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座	口座番号 9 9 9 9 9 9 9	(フリガナ) 木津川 一郎	

世帯の状況

* 就学援助費の振込に際し、口座情報を在籍される小中学校で共有します。
 * お子様が大・中学校どちらにも在学されている場合、申請書は小学校にご提出ください。